日 調 連 発 第 ９ １ 号
平成２６年６月３０日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施について（参考送付）

この度、福岡会から別添のとおり、下記地方公共団体において標記制度が実施される旨連絡がありましたので、参考までに送付します。

記

糸島市（福岡県）　　平成２６年７月１日から

福調発第２００号
平成２６年６月２６日

日本土地家屋調査士会連合会
会　長　林　　千　年　殿

福岡県土地家屋調査士会
会　長　草　賀　裕　一　㊞

本人通知制度の開始について（お知らせ）

平素より、本会の会務運営につきましては、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記制度が福岡県糸島市において、平成２６年７月１日より別紙のとおり開始される旨の通知がありましたので、お知らせいたします。

以上

２６糸市第　１４２号
平成２６年６月２３日

各特定事務受任者 様

糸島市長　月　形　祐　二

住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の開始について（依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、糸島市におきまして、別紙のとおり「住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を平成２６年７月１日から実施いたします。

ついては、貴団体会員へ周知していただきますようお願いいたします。

≪お問い合わせ≫
糸島市役所　市民部市民課市民係
電話　092－323－1111（代表）
糸島市ＨＰ　http://www.city.itoshima.lg.jp

福岡県
土地家屋調査士会
26.6.25
受付
0291

平成26年7月1日から
住民票・戸籍の第三者交付及び不正取得をお知らせする制度が始まります！！

どんな制度なの？

事前登録は平成26年6月から受付開始

この制度は、住民票又は戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した人に対して、その事実をお知らせする制度です。
本人通知をすることにより、住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができ、不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害抑止、防止に役立ちます。また、本人通知制度が周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。

1 第三者があなたの住民票の写し等を取った場合にお知らせします

登録者のみにお知らせ



この制度を利用するには、本人からの事前登録が必要です。
（事前登録についての詳細は裏面をご覧ください）
※ 第三者とは、本人からの委任状を持った代理人、弁護士など職務上請求が認められている人、義務履行・権利行使などの理由があり、その身分を証明して申請をする人のことです。資格のない人に勝手に住民票などを交付することはありません。

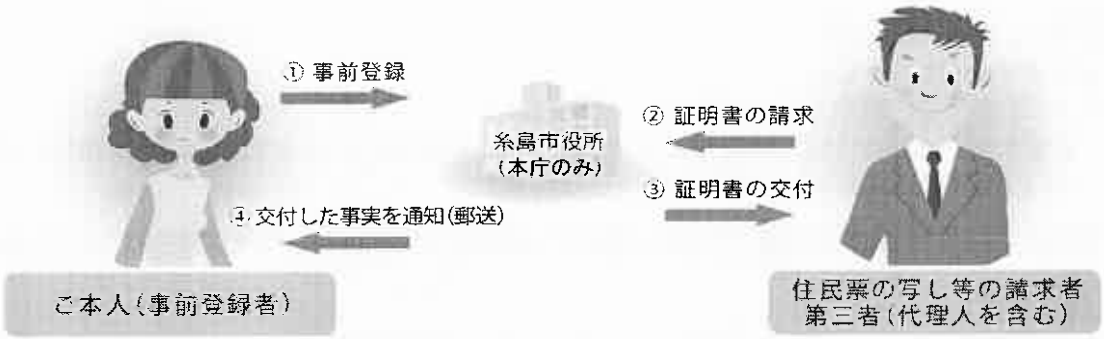

2 あなたの住民票の写し等が不正に使用されたと分かった場合にお知らせします

該当者全員にお知らせ



第三者が取得した住民票や戸籍が
1. 不正に使用されたことが明らかになったとき
2. その請求理由が偽りであったことが明らかになったとき

上記の場合に登録の有無に関わらず該当者全員に不正請求があったことを知らせする制度です。
※ 糸島市が不正取得の事実を確認し警察に告発したとき、または不正取得をした者に対する刑罰が確定したときに通知を行います。



●登録ができる人

1. 糸島市に住民登録または本籍がある人（過去にあった人も含む。）
2. 現在日本国内に居住している人

●登録手続きに必要なもの

1. 本人通知制度登録申込書…市役所市民課市民係窓口、糸島市公式ホームページから入手できます。
2. 登録する人の本人確認書類…運転免許証、パスポート、住基カードなど官公庁が発行した写真入りのもの。
   ※ 写真入りの本人確認書類をお持ちでない場合は事前にお尋ねください。
3. 代理人（登録する人から委任を受けた人）の場合は委任状と代理人の本人確認書類
4. 法定代理人（未成年の保護者や成年後見人）の場合は、法定代理人であることが分かる書類
   ※ 市外在住、疾病などやむを得ない理由で窓口に来ることができない場合は、郵送での手続きも受け付けます。

●通知の対象とならない請求

登録があってもすべての請求に対して通知をするというわけではありません。
以下の場合は通知の対象外となります。

1. 本人または同じ住民票に記載されている人からの住民票の写しの請求
2. 本人または同じ戸籍に記載されている人、直系の親族からの戸籍関係証明書の請求
（直系の親族とは、本人からみて父母、祖父母、子、孫などで、養子縁組をした養親・養子も含みます）
3. 国や地方公共団体からの請求
4. 弁護士・司法書士などの特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続きについての代理事務に使用するための請求
5. その他、市長が特別な事情があると判断した請求

●お知らせする内容

1. 証明書を交付した年月日
2. 交付した証明書の種類および数量
   ※ 希望する人は糸島市個人情報保護条例に基づき開示請求を行うことでさらに詳しい内容を得ることができますが、開示できる情報には限りがあります。

●登録期間

登録した日の翌々年度の3月31日まで（平成26年6月1日登録の場合は平成29年3月31日まで）
法定代理人が申請した未成年者の登録の場合は、未成年でなくなる日まで
※ 期間満了日の2カ月前から再登録の手続きができます。

●登録内容の変更・廃止の届出

登録申込書の内容に変更があった場合や、登録を中止したい場合などは再度手続きが必要です。

■ お問い合わせ ■

糸島市役所 市民部市民課市民係（本庁舎） ☎ 092-323-1111（代表）
糸島市ホームページ http://www.city.itoshima.lg.jp